

令和8年度保育所・認定こども園の利用申込状況について
 (令和7年10月22日現在)

施設数	140施設	保育所 25 (市立11、私立14) 認定こども園 115 (県立 1、私立114) *認可・認定予定を含む (認定こども園への移行 1)
申込児童数 a	13,057名 (うち新規 2,311名)	1号認定(教育認定 3～5歳) 1,458名 2号認定(保育認定 3～5歳) 7,054名 3号認定(保育認定 0～2歳) 4,545名
利用定員 b	16,582名	令和8年4月の予定
利用可能数 c	18,356名	弾力運用(施設毎の定員の概ね 115%)の場合
差引	対利用定員(b-a) 3,525名	対利用可能数(c-a) 5,299名
定員超過施設	対利用定員 13施設	対利用可能数 4施設 *第1希望による集計

【参考】 令和7年度保育所・認定こども園利用申込状況

施設数	141施設	保育所 27 (市立12、私立15) 認定こども園 114 (県立 1、私立113)
申込児童数 a	13,437 (うち新規 2,345名)	1号認定(教育認定 3～5歳) 1,527名 2号認定(保育認定 3～5歳) 7,199名 3号認定(保育認定 0～2歳) 4,711名
利用定員 b	16,813名	令和7年4月の予定
利用可能数 c	18,804名	弾力運用(施設毎の定員の概ね 115%)の場合
差引	対利用定員(b-a) 3,376名	対利用可能数(c-a) 5,367名
定員超過施設	対利用定員 17施設	対利用可能数 2施設 *第1希望による集計

各施設類型の比較

	保育所	保育所型認定こども園	幼保連携型認定こども園	幼稚園型認定こども園	幼稚園	
					施設型給付	私学助成
施設の性格	児童福祉施設	児童福祉施設 + 教育機能の認定	学校と児童福祉施設両方の位置づけ	学校 + 保育機能の認定	学校	
根拠法	児童福祉法	児童福祉法 認定こども園法	認定こども園法	学校教育法 認定こども園法	学校教育法	
事業計画との関係	保育ニーズに対応 2号・3号	教育・保育ニーズに対応 1号・2号・3号			教育ニーズに対応 1号	(新制度の対象外)
認可権者	認可…中核市 確認…市町村	認可…中核市 認定…中核市【注】 確認…市町村	認可…中核市 確認…市町村	認可…都道府県 認定…中核市【注】 確認…市町村	認可…都道府県 確認…市町村	認可…都道府県
設備・運営基準	中核市の条例（認可） 中核市の条例（認定）	中核市の条例（認可） 中核市の条例（認定）	中核市の条例（認可）	国の幼稚園設置基準（認可） 中核市の条例（認定）	国の幼稚園設置基準（認可）	
財政措置	委託費	施設型給付（認定こども園）			施設型給付 (幼稚園) + 私学助成	私学助成
職員の資格	保育士	保育士 (保育教諭が望ましい)	保育教諭 (保育士と幼稚園教諭の両方資格あり) ※任用資格で特例制度あり	幼稚園教諭 (保育教諭が望ましい)	幼稚園教諭	

【注】国の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律（第8次地方分権一括法）により、平成31年4月から、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（保育所型認定こども園・幼稚園型認定こども園）の認定等の事務・権限が県から中核市へ移譲